

病児・病後児保育の利用者登録は 毎年度必要です

市では、病気中や病気の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする、病児・病後児保育を行っています。

対象 市内に住所があり、保育所・幼稚園等に通所している生後6か月以上の乳幼児または小学校1年生から6年生までの児童で、子どもが病気の状態（回復期も含む）で医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要する状態にあり、集団での保育等が困難な場合。かつ、保護者が勤務などの都合で、家庭での保育ができない場合。

場所 土屋小児病院内病児保育室「つりーはうす」（久喜市久喜中央3の1の10／☎22・8022）

定員 1日4人まで

期間 原則連続する7日以内

時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

費用 1日2000円

※市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料

対象となる疾患 ①かぜ、発熱、腹痛など子どもが日常かかる疾患 ②水痘、おたふく、インフルエンザ、胃腸炎などの伝染性疾患 ③喘息等

の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患等

※感染力が強いと思われる疾患等で、医師の判断により受け入れ困難なものを除く

利用手順 ①保育課または各総合支所福祉課で事前登録（母子手帳を持参） ②土屋

小児病院内病児保育室に利用予約 ③かかりつけ医を受診し、診療情報提供書を作成

④「病児・病後児保育利用申請書」「診療情報提供書」等を病児保育室に提出

※登録は毎年度必要です。また、登録には母子手帳が必要で、登録には母子手帳が必要で、

※お子さんの状況によっては、事前に医師の診療も必要です。

問合せ 保育課保育係（内線3328）



難病患者見舞金の申請期限は3月30日(金)です

指定難病等のある方に、1

万円の難病患者見舞金を支給しています。支給を受けるには、毎年4月から翌年3月末の間に1回申請していただく必要があります。平成29年度分の申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。

対象 市内在住で、次の受給者証をお持ちの方（有効期限内のもの）

- ・指定難病医療受給者証
- ・特定疾患医療受給者証
- ・指定疾患医療受給者証
- ・県単独指定難病医療受給者証

在宅重度心身障害者手当の手続きは お済みですか

一定の障がいがある方に、

年に2回（9月、3月）に分けて、在宅重度心身障害者手当を支給しています。支給を受けるには、申請手続きが必要で、また、次のような変更内容が生じた場合は速やかに届出してください。

届出内容 氏名・住所・振込先口座が変わったとき／障がいの程度が、基準に該当しなくなったとき／施設に入所したとき／お亡くなりになった

・小児慢性特定疾病医療受給者証

支給額 年額1万円

必要書類 ①受給者証 ②本人名義の預金通帳（初めて申請される方のみ）

その他 施設等に入所している方は、対象とならないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244／FAX23・0699）／各

総合支所福祉課（菖蒲・内線140／栗橋・内線237／鷲宮・内線164）

とき

対象 次の障害者手帳の交付を受けており、市県民税が非課税の方

・身体障害者手帳1、2、3級

・療育手帳(A)、A、B

・精神障害者保健福祉手帳1級

申請・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244／FAX23・0699）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線140／栗橋・内線237／鷲宮・内線164）